

大学入学者選抜の最新動向について

文部科学省 高等教育局
大学振興課 大学入試室

【本日の内容】

- 1. 令和9年度大学入学者選抜実施要項**
- 2. 大学入学者選抜改革の進捗状況**

1. 令和9年度大学入学者選抜実施要項

大学入試の基本的な考え方

概要

- 大学入試の円滑な実施に資するため、以下のような省令や基本方針に基づき、毎年度、**大学・高等学校関係者との協議を踏まえ、ガイドラインとして「大学入学者選抜実施要項」を定め、各大学に通知している。**

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（入学者選抜）

第2条の2 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第3号の**規定により定める方針※に基づき、入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。**

※ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

令和9年度大学入学者選抜実施要項

第1 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（略）が、それぞれの教育理念に基づき、**生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。**

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。

※昭和30年度大学入学者選抜実施要項から「公正かつ妥当な方法」により選抜することが明記された。

大学入学者選抜協議会

趣旨

- 高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図る観点から、大学関係団体及び高等学校関係団体の連携協力のもと、毎年度の大学入学者選抜の実施方法・日程や大学入学共通テストに関する事項のほか、中長期的かつ継続的な対応が必要となる事項等について協議を行い、大学入学者選抜方法の一層の改善を推進するため設置。

協議事項

- (1) 大学入学者選抜の実施方法に関する事項
- (2) 大学入学共通テストに関する事項
- (3) その他、大学入学者選抜に関する事項

構成員

- 大学及び高等学校関係団体の代表者として次に掲げる団体から推薦された者及び学識経験者並びに独立行政法人大学入試センター理事長をもって構成する。

一般社団法人国立大学協会
一般社団法人日本私立大学連盟
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
全国都道府県教育長協議会

一般社団法人公立大学協会
日本私立大学協会
全国高等学校長協会
公益財団法人産業教育振興中央会
一般社団法人全国高等学校PTA連合会

大学入学者選抜実施要項の遵守についてのお願い（大学入学者選抜協議会）

- 令和8年度大学入学者選抜実施要項においては、入学者の選抜は志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法によることとした上で、総合型選抜及び学校推薦型選抜については、**小論文・面接・実技検査等の活用や、志願者本人が記載する資料、高等学校に記載を求める資料等の活用と組み合わせて丁寧に評価を行うのであれば、2月1日より前に教科・科目に係る個別テストを実施することも可能とする変更が行われました。**
- しかしながら、各大学で実施された令和8年度選抜の状況を見ると、一部の大学において2月1日より前に実施される教科・科目に係る個別テストの配点割合が著しく高い又は他の要素が点数化されていないなどにより、**実質的に学力検査の成績に大きく偏って合否判定が行われている等、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨に合わない事例が見受けられます。**このような選抜の実施は、**高等学校・大学関係者等が真摯に協議をして定めた大学入学者選抜実施要項の変更趣旨を踏まえないものであり、大変遺憾**です。
- 本来、入学者選抜は各大学のアドミッション・ポリシーに基づきつつ、高等学校における適切な教育の実施を阻害することのないように実施すべきものです。教科・科目に係る個別テストの実施期日は、この観点から原則として2月1日以降と定められているものであり、総合型選抜及び学校推薦型選抜については、**多面的・総合的な評価を時間をかけて丁寧にを行うために例外的にその前に実施することが認められております。**
- この観点からすれば、**学力検査が評価・判定の大部分を占める選抜を2月1日より前に実施することは、実質的な「一般選抜の前倒し」であり、大学入学者選抜実施要項の趣旨からして許されるものではありません。**
- 今般合意された「令和9年度大学入学者選抜実施要項」においては、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に丁寧に時間をかけて評価するという**総合型選抜及び学校推薦型選抜の本来趣旨に改めて立ち返り、原則として面接を必ず組み合わせて行うこととする変更を行うこととなりました。**この場合であっても、教科・科目に係る個別テストの成績の取扱いに当たっては、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨を踏まえ、**他の評価方法との間でバランスの取れた配分で評価・判定に活用すべきものであり、その成績が実質的に評価・判定の大部分を占めるような選抜の実施は不適切**です。
- 各大学においては、**改めて一般選抜も含め試験期日等を確認していただくとともに、その設定趣旨を踏まえてアドミッション・ポリシーと各選抜区分における評価方法との関係を見直し、評価方法ごとの配点割合を公表することなどを通じて、大学入学者選抜実施要項の趣旨に則った選抜を実施していることを対外的に説明することが求められます。**高等学校や受験生、保護者をはじめ社会から疑念を抱かれるおそれのある入学者選抜は厳に慎み、学長のリーダーシップの下、大学入学者選抜実施要項の趣旨を遵守して適切な入学者選抜を実施するよう、お願い申し上げます。

令和9年度大学入学者選抜実施要項

入試方法

(1) 一般選抜

学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、面接、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。

(2) 総合型選抜

一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。

(3) 学校推薦型選抜

一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。

試験期日等

- 試験期日：2月1日～3月25日
- 入学願書受付期間：試験期日に応じて定める
 - ・ 総合型選抜：一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて丁寧に選抜を行うため9月1日以降
 - ・ 学校推薦型選抜：一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて丁寧に選抜を行うため11月1日以降
 - ・ 総合型選抜及び学校推薦型選抜については、時間をかけて丁寧な選抜を行うという趣旨を十分に踏まえ、第3の1に記載の事項を遵守した上で、教科・科目に係る個別テストを2月1日よりも前に実施することができる。この場合、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

令和9年度大学入学者選抜実施要項

前年度からの主な変更点

- 総合型選抜及び学校推薦型選抜が早期に出願可能な趣旨を明記し、**総合型選抜では入学希望理由書等の志願者本人の記載する資料の活用を必須**とする。
- 総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、知識・技能のみならず多様な入学志願者一人一人の能力・意欲・適性等を時間をかけて見取り、丁寧なマッチングを図るため、**志望する学問分野に対する意欲や適性等に係る面接（ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施を含む）による評価を必須**とする。
※令和7年度大学入学者選抜実態調査によれば、各大学及び短大の選抜区分のうち、総合型の92.6%（大学）及び96.0%（短大）、学校推薦型の77.4%（大学）及び95.6%（短大）で面接を実施。
 - ・ 高等学校との緊密な連携により、意欲や適性等を含め丁寧なマッチングが図られていると考えられる**非公募型かつ合格した際には入学することを入学志願者が確約して受験する学校推薦型選抜**については、**大学の実情に応じて面接の要否を判断することができる**。（附属高等学校からのものを含む非公募型かつ専願の指定校推薦）
 - ・ 大学・高等学校等が新たな措置に対応するためには準備期間が必要であることから、経過措置として**令和8年度選抜において既に実施されていた選抜区分**であって、令和9年度選抜から面接を導入することが難しいものについては、**令和11年度選抜までに面接を導入する**。
- 総合型選抜及び学校推薦型選抜における**教科・科目に係る個別テストに関しては**、各大学における学修に必要な範囲で、高等学校段階での基礎的な学習の成果を問うものとし、**面接などの他の評価方法との間でバランスの取れた配分で判定に活用**する。
- 文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力の涵養等の重要性に鑑み、いずれの選抜方法においても**高等学校における言語能力及び数理的思考力の育成に十分配慮**する。
- 「**私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）**」（令和7年6月26日付け7文科高第491号高等教育局私学部長通知）等を踏まえ、入学料を含む学生納付金について、その額の抑制及び負担軽減のための方策を講ずるよう努めるとともに、各大学が設定している額や納付時期等の趣旨や考え方について、社会の理解を得られるよう積極的に説明する。

大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループ

経緯

- 大学入学共通テスト並びに各大学の学部及び大学院の個別選抜において、**通信機器の悪用や別人による受験者へのなりすまし等による不正行為**が発生したことを受け、試験を実施する各大学が実現可能な対応方法を検討するため、大学入学者選抜協議会の下に、試験運営に関する専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置。
- 同ワーキンググループでの審議の結果を令和9年度大学入学者選抜実施要項及び大学院入学者選抜実施要項に反映。

令和9年度大学入学者選抜実施要項変更のポイント

- 「**入学者選抜の実施に係る体制の整備**」を「入学者選抜の実施に係るミスの防止」から独立させるとともに、「**教員及び事務職員が一体**となり、**出願から試験実施、評価・判定、入学に至るまでの業務を一貫したプロセスとして管理**」することにより、円滑かつ公正な入学者選抜に努める」こととする。
- 「**受験者による不正行為の防止**」を「入学者選抜の公平性・公正性の確保」から独立させるとともに、以下の点を追加。
 - **必要な出願書類を設定、記入事項を含む出願書類の真正性を確保**、出願書類の適正性を確認
 - **本人確認**を適正に実施
 - 巡視時に注意を要する観点の例示として、手の位置、受験者の目線に加え**服装**を追加
 - **オンラインによる試験**を実施する場合に、その特性に応じて本人確認・不正防止措置を講じる
 - **入学時点においても**、選抜過程で不正が発生していないことが確認できるよう、**本人確認など必要な措置を実施**

大学院入学者選抜実施要項変更のポイント

- 「**受験者による不正行為の防止**」を追加して、以下の点を追加。
 - **大学院入学者選抜業務全般に係る全学的な体制を構築し、各大学の実情等に応じ、必要な情報の共有や統一的な不正行為防止対策の検討、必要な体制の整備**等を行う。
 - 不正行為に該当する行為や罰則等をあらかじめ募集要項等により周知の上、出願書類の真正性等の確認、試験実施時や入学時点での本人確認、適切な巡視など、十分な不正行為防止対策を行う。特に、オンラインによる試験を実施する場合には、その特性に対応した本人確認及び不正防止のための措置を講じる。

健康状況の把握に関する留意点

■背景

- 健康状況について、原則として入学者選抜の判定資料としないものとしている
 - 入学者選抜において、調査書を活用する際に、合否判定の材料の一つとして出欠欄の記載を活用している場合がある
 - 出席日数の多寡には、本人に帰責されない身体・健康状況の理由(病気・事故等※)が影響していることも考えられる
 - ※病気・事故等、例えば、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）と考えられる症状や月経随伴症状等も含む
 - 実施要項第13 1(1)の記載を踏まえ、入学者選抜の判定資料として活用する場合は
 - ①その方法や理由を合理的に説明できるようにする
 - ②単に出席日数が少ないことのみをもって直ちに不利益な取り扱いを行うのではなく、例えば面接においてその理由を確認するなど、慎重な対応を図ることが必要なケースがあること
 - ③本人に帰責されない身体・健康状況の理由によるものであると把握した場合には、志願者が不利益を被ることがないよう配慮する
- 等に留意する必要がある

■令和9年度大学入学者選抜実施要項（8文科高第318号令和8年5月27日高等教育局長通知）

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わない。

また、出欠の状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際には、入学志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由*によるやむを得ない欠席日数があることを、志願者本人からの申し出や、調査書への記載などを通じて把握した場合には、志願者が不利益を被ることがないよう配慮する。

*病気・事故等、例えば、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。

痴漢被害等に遭った受験生の受験機会確保について

- 受験生の心理につけ込んだ痴漢被害（事件・事故等）に遭ったことにより、**受験生が受験機会を失うことがないように**、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、**受験機会の確保のための柔軟な対応に努めていただくようお願いいたします。**

■背景

昨今、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上において、入学者選抜の試験に遅刻できないがゆえに通報することが困難である受験生の心理につけ込んで、痴漢をおおる投稿が相次いでいることが報道されている。

■痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（令和5年3月30日内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省）

⑤ 被害に遭った受験生の受験機会の確保（文部科学省）

大学や高等学校等に対し、**入学者選抜において**、受験生が、試験場に向かう途中の**事故・事件に巻き込まれた場合や、痴漢の被害にあった場合**など**やむを得ない事由により受験機会を失うことのないよう**、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、**受験機会の確保のための柔軟な対応に努める**よう周知する。

■令和9年度大学入学者選抜実施要項（8文科高第318号令和8年5月27日高等教育局長通知）

第13の8 災害等の不測の事態への対応

各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

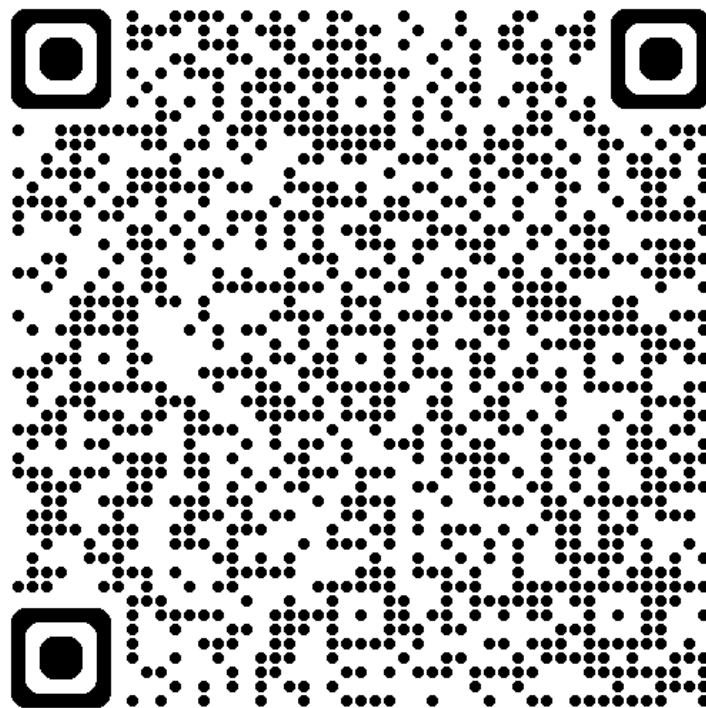
（2）**自然災害や人為災害、事件・事故など不測の事態**により、**試験に遅刻した者**又は**受験することができなかった者**がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、当該受験者の**受験機会の確保等に配慮**すること。

（参考）大学入学共通テストにおける対応

- 痴漢被害等にあった場合などを理由に受験できない場合は、**追試験の対象**とする。
- 試験当日の服装は、私服でも構わないことをQ&Aに掲載。

※上記対応について、令和8年度大学入学共通テストにおいては、文科省公式SNSにおいて広く周知。

大学入学者選抜実施要項の内容について、ご不明な点などありましたら、ご質問受付フォーム（<https://forms.office.com/r/dPHfVzkzym>）または以下のQRコード）からお問い合わせください。



2. 大学入学者選抜改革の進捗状況

- 国際化、情報化の急速な進展

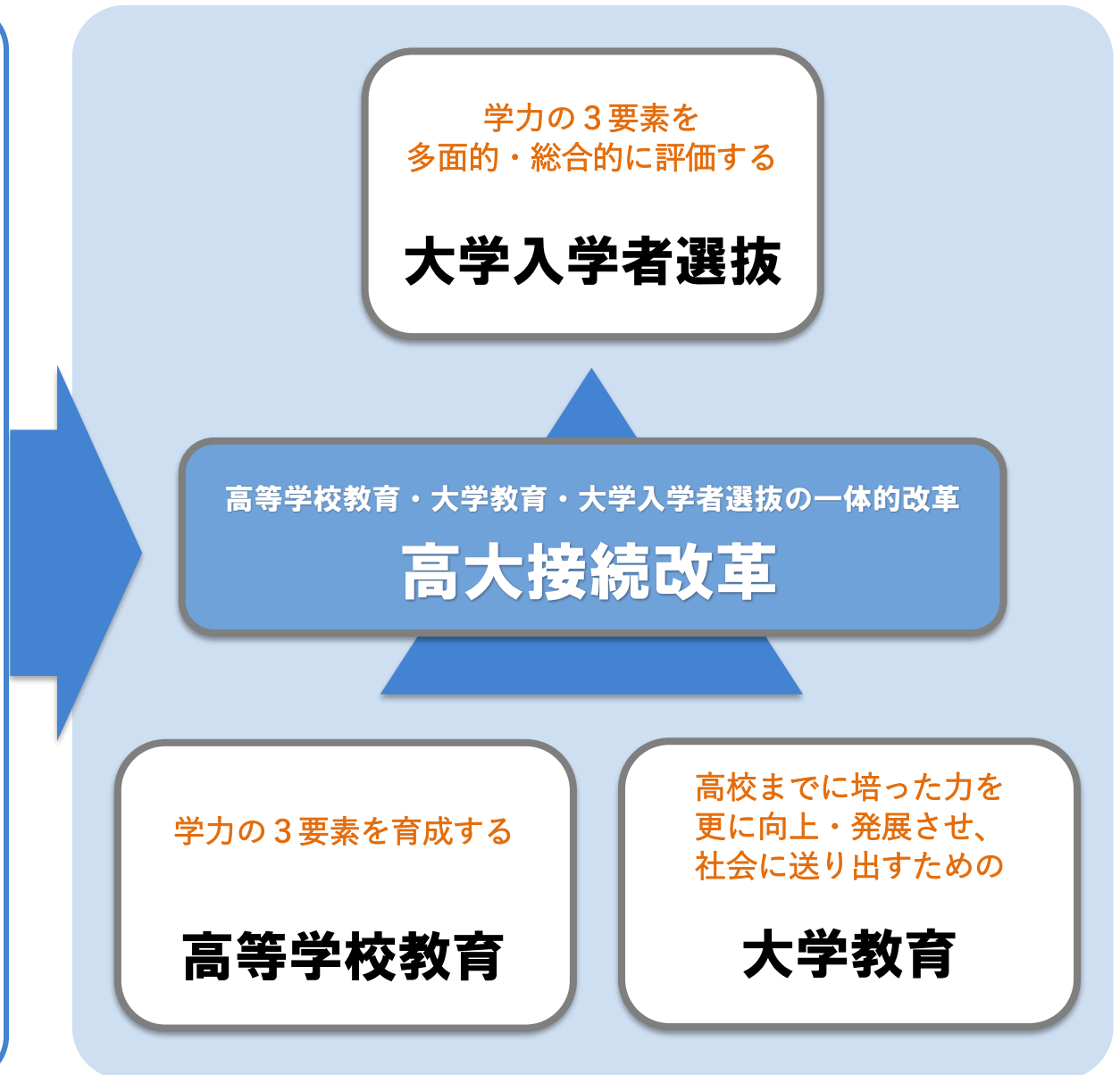


社会構造も急速に、かつ大きく変革。

- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした)
思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度



大学入学者選抜改革の進捗状況

改革の方向性（平成26年12月～）

- 我が国の将来を担う若者が未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指し、高等学校教育改革、大学教育改革、その間をつなぐ大学入学者選抜改革を一体的に推進
- 大学入学者選抜は、高等学校段階までに身に付けた力を大学で発展・向上させるという一貫したプロセスを前提として、大学の入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定するものに転換

大学入学共通テストの導入・改革

- ✓ 大学入試センター試験から大学入学共通テストに転換し、**より思考力・判断力・表現力等を重視**（令和3年1月から「大学入学共通テスト」実施）
 - ➔ **現役高校生の約半数**が受験
 - ※ 共通テストの枠組みで実施予定だった英語成績提供システムや記述式問題については、公平性の観点等から有識者会議の議論を経て、個別大学の入学者選抜で推進（令和3年7月～）

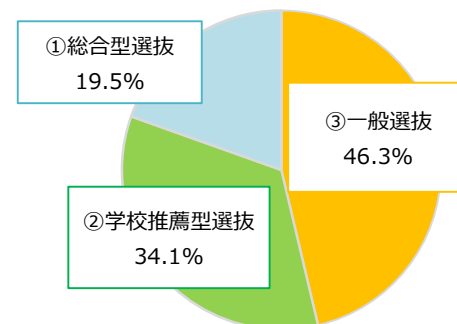
個別大学における入学者選抜改革

※「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性を持ち多様な人々と協働しつつ学習する態度」

① 「学力の3要素※」を多面的・総合的に評価する入学者選抜への改善

- ✓ 志願者の資質・能力を丁寧かつ確実に評価※する**総合型選抜**や**学校推薦型選抜**の推進（令和2年6月～）
 - ※ 各大学が実施する教科・科目に係る個別テストや共通テストの他、調査書、小論文、面接、資格検定試験、志望理由書、推薦書等を適切に組み合わせて評価
 - ➔ **入学者の5割以上**が総合型・学校推薦型で入学
- ✓ 一般選抜においても「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を十分に評価するため、多様な評価方法を推進（令和2年6月～）

令和7年度入学者選抜における入試方法別入学者割合（国公私計）



② 入学者の多様性確保

- ✓ 進学機会の確保に困難があると認められる者をはじめ、**多様性を確保する観点から対象になる者を対象**に志願者の**努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視**する評価方法を推進（令和4年6月～）
 - ➔ **多様な背景を持った者の選抜に取り組む大学は121大学（国公立）**

出典：令和8年度国公立大学入学者選抜の概要

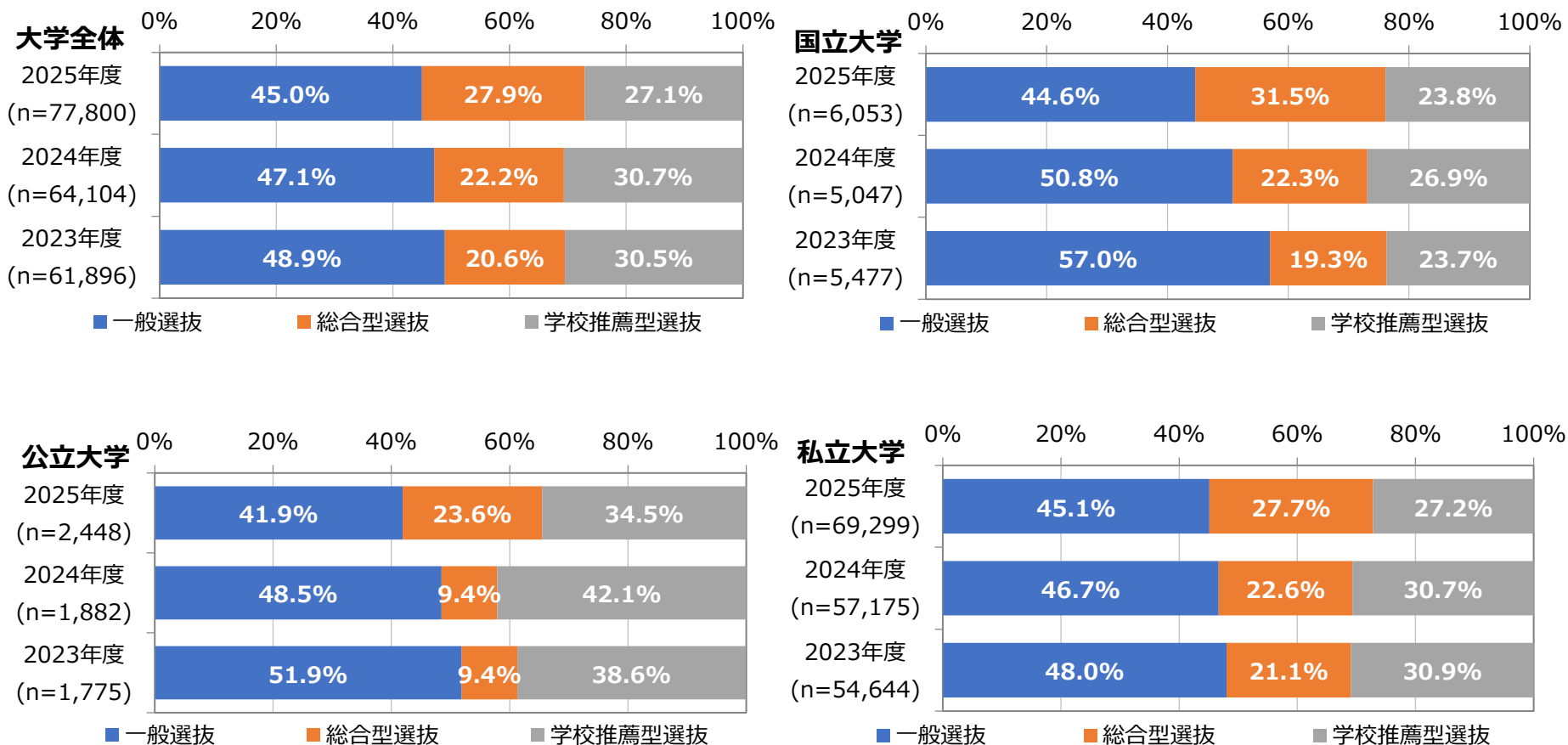


- **主体的・対話的で深い学び**を実現するための**新学習指導要領**に対応した入学者選抜を令和7年度選抜より実施。**「情報」は全受験者のうち65%以上が受験。**
- 総合的な英語力や思考力・判断力・表現力等の評価や多様な背景を持った学生の受入れなど、他大学の模範となる**好事例を選定・公表**するとともに優れた取組を推進するために**基盤的経費によるインセンティブ付与**

令和7年度大学入学者選抜実態調査の主な調査結果

● 選抜方法

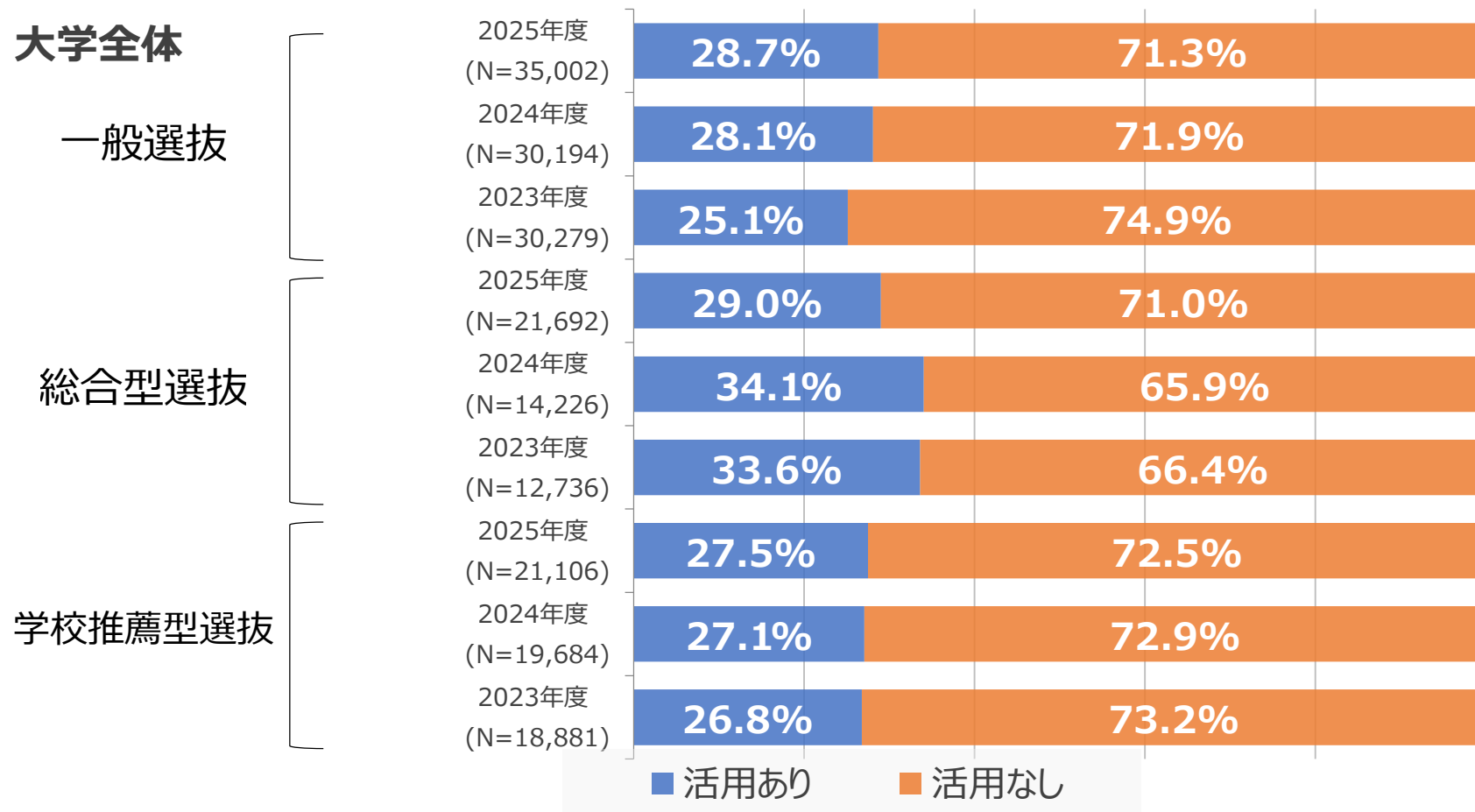
○ 一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜の3つにおいて、総合型選抜の割合が増加傾向にある。



※令和7年度大学入学者選抜実施要項（令和6年6月5日付け文部科学省高等教育局長通知）より、各選抜区分の特性と選抜の実態との整合性を図る観点から、一般選抜とそれ以外という整理を改め、入試方法を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理された。これにより、「大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究」の各数値について、2025年度と2024年度以前との単純比較はできない。

● 英語資格・検定試験の活用

○ 英語の資格・検定試験の活用がある選抜区分の割合は、一般選抜ならびに学校推薦型選抜において上昇傾向にある。



※nは、国立大学・公立大学・私立大学において一般選抜・総合型選抜・学校推薦型選抜を実施する選抜区分数

※令和7年度大学入学者選抜実施要項（令和6年6月5日付け文部科学省高等教育局長通知）より、各選抜区分の特性と選抜の実態との整合性を図る観点から、一般選抜とそれ以外という整理を改め、入試方法を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理された。これにより、「大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究」の各数値について、2025年度と2024年度以前との単純比較はできない。

● 個別学力検査における記述式問題の出題状況

- 一般選抜における個別学力検査において、記述式問題（短答式・穴埋め式を除く）が出題された選抜区分に係る2025年度の入学者数は、国立大学で68,123人(98.7%)、公立大学15,848人(97.9%)、私立大学86,285人(56.9%)。

	2022年度	2025年度
国立大学 (一般選抜で個別学力検査を実施する選抜区分の入学者数に占める割合)	67,779 (98.0%)	68,123 (98.7%)
公立大学 (一般選抜で個別学力検査を実施する選抜区分の入学者数に占める割合)	15,659 (93.9%)	15,848 (97.9%)
私立大学 (一般選抜で個別学力検査を実施する選抜区分の入学者数に占める割合)	91,299 (55.6%)	86,285 (56.9%)
大学全体 (一般選抜で個別学力検査を実施する選抜区分の入学者数に占める割合)	174,737 (69.9%)	170,256 (71.9%)

「大学入学者選抜における好事例集」について

事例集作成の目的

- 令和3年7月に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議提言」においては、記述式問題の出題や総合的な英語力の育成・評価、多様な背景を持つ学生の受入れなどについて、他大学の模範となる先導的な取組を推進するため、客観的なデータを踏まえたピアレビュー等に基づき好事例を認定し、公表することが提言されている。
- これを踏まえ、文部科学省において、令和3年10月に「大学入学者選抜における好事例選定委員会」を設置し、高大接続改革や大学入学者選抜方法の改善を一層促進する観点から、令和3、4、6年度において、他大学の模範となる好事例を選定し、本事例集を取りまとめた。

【令和6年度】https://www.mext.go.jp/content/20260327_mxt_daigakuc02_000005144_1.pdf

【令和4年度】https://www.mext.go.jp/content/20230525-mxt_daigakuc02-000005144_2.pdf

【令和3年度】https://www.mext.go.jp/content/20220818-mxt_daigakuc02-000005145_2.pdf

好事例の選定方法

- 調査対象は国公立大学・短期大学で、各大学から好事例と考えられる取組について記載いただいた大学入学者選抜実態調査の回答をもとに選定委員会において審査を実施し、他大学の参考となり得ると考えられる取組**44件**を選定した。
- 選定にあたっては、「大学入学者選抜のあり方に関する検討会議提言（R3.7.8文部科学省）」を踏まえ、特に推進が求められている以下を選定の対象項目として設定した。

ア	総合的な英語力の評価・育成	(選定件数：9件)
イ	思考力・判断力・表現力の評価・育成	(選定件数：16件)
ウ	多様な背景を持った学生の受入れへの配慮	(選定件数：8件)
エ	高校との連携をはじめとする高大接続改革の推進	(選定件数：12件)
オ	文理融合の推進やその他の好事例	(選定件数：2件)

※複数の区分で選定されている好事例もあるため、選定件数の合計は44件と一致しない。

「大学入学者選抜における好事例集」について

選定区分ア 総合的な英語力の評価・育成

● 広島大学「総合型選抜IGS国内選抜型」(令和6年度)

英語面接による選抜及び書面審査（英語資格・検定試験スコア又は英語能力を証明できる書類提出必須）を実施し、総合的に評価。（国際共創学科（IGS））入学後も、英語によるグループワークやアクティブラーニング授業を展開し、英語力向上を目指す。

● 明治大学「学部別入試（英語4技能試験活用方式）」(令和4年度)

英語資格・検定試験のスコアを出願資格又は得点加算に活用し、その加点の基準は、総合スコアのみならず4技能毎のスコアも各試験に応じて設定。入学後も将来海外留学や国際ビジネス分野での活躍を目指すためのカリキュラム等の学修機会を提供。

● 小樽商科大学「グローバル総合入試」(令和3年度)

第1次選抜は英語で作成した志望理由書等を審査。第2次選抜は英語を主体としたグループディスカッション及び口頭試問。入学前に留学するギャップイヤーを導入し、入学後のグローバルコースでの学びと連続性を持たせる。

選定区分イ 思考力・判断力・表現力の評価・育成

● 産業能率大学「未来構想方式（一般選抜）」(令和6年度)

試験当日の未来構想レポート及び事前課題で、主体的な課題解決能力と思考力・判断力・表現力を総合評価。各学年に開設する地域連携PBL科目において、発展的な学びへ接続。

● 宮城大学「一般選抜」(令和4年度)

一般選抜の個別学力検査で「読解」「情報分析及び活用」「表現」の観点からなる記述式総合問題『論説』を出題。従来の小論文ではカバーできない探究活動で培った力、特に論拠を見出して論理的に思考し、とりまとめる力を評価。

● 長崎大学「一般選抜」(令和3年度)

問題を通じて考えたことを表現させるなど思考の広がりを求める高度な記述式問題を英語・数学・理科で導入。大学、高校及び教育委員会の三者が連携した「高度な記述式問題に関する研究を行う検討会」を設置し、共同で作問研究。

「大学入学者選抜における好事例集」について

選定区分ウ 多様な背景を持った学生の受入れへの配慮

● 広島大学「総合型選抜 フェニックス型」(令和6年度)

中高年を対象とした選抜を実施し、キャンパスの多様性を実現。長期履修制度や大学院への進学支援を整備し、意欲ある中高年へのリカレント教育を推進。

● 東京女子大学「知のかけはし入学試験」(令和4年度)

経済的理由により進学が困難な女子生徒に対して、多面的・総合的評価を行う総合型選抜に奨学金制度を付け、年内に進路を決定。学納金相当額(入学金・授業料・教育充実費)及び寮費相当額(該当者のみ)を卒業までの4年間にわたって給付。

● 東洋大学「外国にルーツを持つ生徒対象入試」(令和3年度)

外国籍を有する者もしくは日本国籍を取得して6年以内の者を対象。入学後は留学生向けの「日本語サポート」「日本語プログラム」の受講が可能。

選定区分エ 高校との連携をはじめとする高大接続改革の推進

● 香川大学「ナース・プロフェッショナル育成入試(総合型選抜Ⅰ)」(令和6年度)

出願時に「入学までの学習計画」を提出させることで主体的に学ぶ意欲を醸成。提出された学習計画に基づく入学前教育を行うことで高大接続を実現。

● 工学院大学「探究成果活用型」(令和4年度)

協定校と共催する探究シンポジウム(合同発表会・交流会等)を通じて、高校生が日頃取り組んでいる探究活動の発表・交流の場を構築。高校生の探究成果をアーカイブする探究データベースの構築など、大学の得意分野を活かした高大接続の取組を推進。

● 金沢大学「KUGS特別入試」(令和3年度)

大学生活をスタートする前に、大学での学修に必要な資質・能力を育成するため、志願者が、セミナー等様々な探究的な学びの機会である「KUGS(金沢大学グローバルスタンダード)高大接続プログラム」を受講し、修了認定された者に出願資格を付与。

選定区分オ 文理融合の推進やその他の好事例

● 東北大学「一般選抜/AO入試Ⅲ期(総合型選抜)」(令和6年度)

経済学部において、従来の文系入試に加え、理系入試を導入。(理系の数学のみならず理科も必須科目とした入試を経済学部で実施しているのは東北大学のみ。)数学を重視したカリキュラム変更により文系学生にも数理の重要性が波及。

● 青山学院大学「社会情報学部入試(個別学部日程D方式)」(令和4年度)

社会科学・人間科学・情報科学分野の教員構成となっている、文理融合系学部の特徴を活かした多様な視点での考察を測る独自問題(総合問題)を出題。入学後に文理融合の複数領域を学ぶ資質を評価できる入試を実現し、入学後のミスマッチを防ぐ。

大学入学者選抜における多様な評価方法の実態把握・分析に関する調査研究

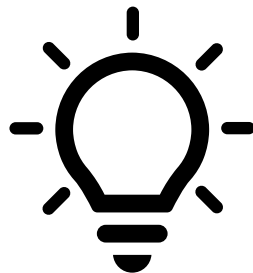
(文部科学省 令和7年度先導的・大学改革推進委託事業)

➤ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/mext_03504.html

総合型選抜や学校推薦型選抜は、出願書類に加え、各大学が実施する評価方法等や大学入学共通テストを活用して多面的・総合的な評価を行うが、そこで行われる①小論文・レポート・エッセイ、②面接・口頭試問・プレゼンテーション・集団討論、③総合問題については、大学ごとに実施方法や定義が異なっている。

本調査では、学力の三要素を多面的・総合的に評価する工夫が認められる全国の国公私立24大学にアンケート調査を実施して評価方法の具体的事例を収集し、取組における効果的な実施のポイントを整理し、実施に当たり留意すべき事項をチェックリストにして提供。

実施上のポイント



①小論文・レポート・エッセイ

②面接・口頭試問・プレゼンテーション・集団討論

③総合問題

について、組織・体制整備／進行管理とチェック体制／テーマ・問題・質問方針の設計／評価基準の策定／評価基準の共有と評価の一貫性・整合性の確保／振り返りと改善／当日の実施・運営上の留意点を整理

実施に当たり留意すべき事項に係るチェックリスト



①「小論文・レポート・エッセイ」実施におけるチェックリスト

※本チェックリストは、各大学における評価方法の立案・実施に資する参考資料として位置づけるものであり、記載事項に則していないことをもって不適切な選抜と判断するものではない。

※ *の付された項目は、明確な正答を前提としない非定型の記述形式を扱う小論文・レポート・エッセイの特性を踏まえ、求める人材像との整合性を踏まえた出題の妥当性の確保、評価基準の明確化と共有、評価者間の一貫性の確保、模範教員による作問・評価の体制の整備など、運用上の配慮が特に求められる観点である。

【0】導入目的の確認

- アドミッション・ポリシーとの整合性を確認し、学部・学科の教育理念に沿って導入されているか
- 志願者像（求める資質・能力）が明確になっているか
- 学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」）のうち、評価の重点と理由、方法が明確になっているか

【2】進行管理とチェック体制

- 設計・実施・評価・判定までの工程が統括部署で一元管理され、進行状況を記録・確認できる仕組みがあるか
（工程例：素材選定、作問案作成、点検・校正、評価観点・基準作成、印刷、実施、採点・評価、判定）
- 責任者が進行状況を定期的に確認しているか
- 作問後（作問者以外）の者も含めて点検・校正・確認を複数回行う

入学者の多様性確保に向けた選抜について

■ 背景

- 多様な価値観が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点から、各大学の創意工夫の一方策として、アドミッション・ポリシーに基づき、各大学が**キャンパスに多様性をもたらすことができることを考える者を対象とする選抜を実施することも有効**
- **そうした選抜が実施できることを明確にするため**、入学者選抜の基本方針である「大学入学者選抜実施要項」の**入試方法に、令和5年度より「多様な背景を持った者を対象とする選抜」を追加**

■ 令和8年度大学入学者選抜実施要項（令和7年6月3日付文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第3 入試方法

1 （略）

2 上記1（1）から（3）の入試方法【補記：一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜】において、各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のような多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。

（1）高等学校の専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）又は総合学科卒業生及び卒業見込み者

（2）帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人

（3）家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者

家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において**入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者**（例えば、理工系分野における女子等）について、**入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定を行うことが望ましい。**

その際には、こうした**選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明**を行うことや、入学志願者の**大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を適切に評価**すること。

【留意すべき点】 入学者の多様性確保に向けた選抜について

■ 属性により取扱いの差異を設ける場合に留意すべき点

前提

合理的な理由なく、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けることは公平性・公正性を欠く不適切な入試である。

(最低限求められる要素)

① 選抜趣旨や方法について、合理的な説明ができること

- 入学志願者の属性が要因となり、進学機会の確保に困難があることを理由として実施する場合
当該選抜を実施することにより、**社会的障壁の除去の一助となること**が合理的に説明できる必要がある。
- 入学者の多様性を確保するために実施する場合
当該枠の設定を検討する分野（学科等）ごとに、例えば**以下の観点について、合理的に説明できる必要**がある。

(1) 当該枠を導入する背景

(観点の例) 当該分野において、**特定の属性の入学者が過少であるとする理由や背景**をどのように分析しているか。

(2) 当該枠により養成する人材（入学する者に期待する人材像）

(観点の例) 当該特定の属性の受験者が、特に**どのような資質・能力を入学後に発揮してほしいと期待**しているのか。

(3) 選抜方法

(観点の例) 現行の選抜方法や評価尺度からどのような違いを持たせながら、**どのような評価尺度（小論文、面接、活動報告書など）により評価**するのか。
また、それらが（2）の能力等を適切に評価できるものとなっているのか。

② 選抜区分（枠）を分けて実施すること

同一選抜区分においては、公平な条件での実施が不可欠であるため、特定の属性により取扱いの差異を設ける場合は、原則として**選抜区分（枠）を分けて実施する必要**がある。

【参考】 入学者の多様性確保に向けた選抜の事例（理工系分野における女性）

東京科学大学（理工学系）

■ 背景

女子学生の比率が長年にわたり低い状態が続いている現状を打破するため、女子枠を導入することを決断。

■ 対象学科等と女子学生比率

理学院（6.9%）、工学院（8.0%）、物質理工学院（13.9%）、情報理工学院（7.4%）、生命理工学院（22.6%）、環境・社会理工学院（27.6%）【令和5年度時点】

■ 養成する人材像

多様性のもつ力を生かして、これまでなかった「もの」や「こと」を生み出し、社会に新しい価値や夢を提供するとともに、**さまざまな社会や分野でありたい未来の実現に向けて活躍できる理工系人材。**

この女子枠の創設により、本学の学修環境を理想的なものに近づけるとともに、**より多くの女性科学者・技術者を社会のさまざまな分野に輩出**するという使命に添えていく。

■ 選抜方法（令和8年度入学者選抜）

総合型選抜及び学校推薦型選抜。学力検査（共通テストと本学が実施する教科・科目に係る個別テスト）、志願理由書、調査書及び各学院が指定する提出書類によって実施。

（例）工学院の場合

大学入学共通テスト：6教科8科目（国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語、情報）

総合問題（面接）：ダイバーシティ社会に貢献するために工学院で学びたいこと、及び自身の将来像を踏まえた志望動機、並びに与えられた物理や数学（数学Ⅲを含む）のテーマに関して論理的かつ明解に説明する能力を評価。

■ 募集人員（令和8年度入学者選抜）

154名（1,108名中）

京都大学（理学部・工学部）

■ 背景

様々な属性や背景を持つ学生たちが互いに存分に語り合い、議論をしながら学びを深める環境を実現するために、キャンパス構成員の多様性を十分に確保することが極めて重要。また、多様な視点を取り入れることは日本の国際競争力を回復するためにも重要。これまでも高大連携事業を始め様々な取組を実施してはいるものの、理工系の学生のうち女性の割合の向上につなげていない。

■ 対象学科等と女子学生比率

理学部（7.9%）、工学部（10.1%）【令和5年度時点】

■ 養成する人材像

将来の我が国の**科学技術・イノベーションの創出に貢献できるポテンシャル**のある人材を育成し、更なる**優れた女子学生のロールモデル**となることを期待する。

■ 選抜方法（令和8年度入学者選抜）

一般選抜では測りにくい多様な能力並びに志を総合的に評価するため、総合型選抜（理学部）及び学校推薦型選抜（工学部）を活用。

（例）総合型選抜（理学部）

提出書類、能力測定考査、口頭試問及び大学入学共通テスト（6教科8科目。国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語、情報）の成績を総合して決定。

- ・能力測定考査（物理学・数学入試）：物理学及び数学の理解力、問題解決力、論理的思考力、明解な説明能力などを評価
- ・能力測定考査（宇宙・地球惑星科学入試）：小論文により宇宙・地球・惑星への科学的な興味や好奇心に裏打ちされた論理的思考力や問題発見力、課題解決能力などについて評価。

■ 募集人員（令和8年度入学者選抜）

39名（1,286名中）

青山学院大学

全国児童養護施設推薦

■ 募集人員

募集学部合計で若干名

■ 目的(趣旨)

本学のスクール・モットー「地の塩・世の光」に基づき、「**社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会**」に加盟している**児童養護施設に入所している者**で、大学への出願資格を有し、本学への進学を希望する者に高等教育の機会を提供するために、**施設長(施設責任者)の推薦**による入学者選抜制度を行うものとする。

(※) 当該選抜による入学者を対象に、在学中の学びを継続させるために

①入学後の学費の免除、②奨学金の支給、③アドバイザー教員制度の導入 を実施

<青山学院大学ウェブサイト及び2026年度同大学入学者選抜要項より>

鹿児島大学(医学部保健学科看護学専攻)

総合型選抜(自己推薦型選抜) 離島枠

※令和9年度選抜から実施予定

■ 募集人員

2名

■ 出願要件(一部抜粋)

- ・ **鹿児島県の離島地域(※)**にある高等学校(中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。)を卒業した者及び令和9年3月までに卒業見込みの者 など
- ・ 卒業後、直ちに**鹿児島県内の離島地域**に所在する病院等に3年以上勤務することを確約できる者

(※) 獅子島、桂島、上甑島、中甑島、新島、種子島、馬毛島、屋久島、口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島、奄美大島、喜界島、請島、与路島、加計呂麻島、徳之島、沖永良部島、与論島

<鹿児島大学【予告】令和9年度入学者選抜(令和8年度実施)における選抜方法等についてより>

宇都宮大学(国際学部)

総合型選抜D(外国人生徒)

■ 募集人員

3名

■ 出願資格(一部抜粋)

- ・ **日本の国籍を有せず、出入国管理及び難民認定法により、大学入学に支障のない在留資格を有する者**
- ・ **JLPT日本語能力試験N1を取得していること**
- ・ 次の①又は②のいずれかに該当していること
- ① 日本国内の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び令和8年3月に卒業見込みの者
- ② 文部科学大臣が日本の高等学校相当として指定している外国人学校を修了した者及び令和8年3月に修了見込みの者

<宇都宮大学 令和8年度総合型選抜D(外国人生徒) 学生募集要項より>

岐阜医療科学大学(看護学部)

総合型選抜 多面的評価型(男子枠)

※令和8年度選抜から実施予定

■ 募集人員

10名

■ 導入の背景

性別に関係なく、それぞれの強みを活かしたチーム医療が求められる中で、**男性看護師は患者さんの多様なニーズに応えるとともに、職場環境の改善や看護の発展にも寄与する重要な人材として期待**されています。

そこで、本学の総合型選抜多面的評価型において「男子枠」を設けて入学者選抜を実施します。

<岐阜医療科学大学 2026年度学生募集要項より>